

2022年4月1日 成年年齢は18歳になります。 あらゆる犯罪に巻き込まれないよう、 18歳になったら、契約は慎重に！



2022年4月1日から、「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が、20歳から18歳に引き下げとなりました。

これにより、18歳になると、一人で有効契約をすることができるようになります。親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、**未成年者取消権**は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなっただけの成年を狙い撃ちする業者もいます。

未成年者取消権・・・未成年者（18歳未満の人）は、成年と比べて取引の経験や知識が不足し、判断能力も十分ではありません。未成年者が契約をするときは、原則として法定代理人（親権者、親権者がいない場合は未成年後見人。）の同意が必要となっています。そのため、未成年者が法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は、取り消すことができる民法に定められています。

おとな
大人なので、無理はしない。
本当に支払いができるのか。
自分の収入に見合った買い物を。

おとな
大人なので、取り消せません。
成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります。

おとな
大人なので、必ず確認。
契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう。

おとな
大人なので、契約できます。
成人として契約を一人で結ぶことができます。



男女の結婚最低年齢が統一！

現行の「男性は18歳、女性は満16歳に達しなければ、結婚することができない。」という規定は、健全な家計生活を営むには、一定の年齢の成熟が必要という理由で設けられました。男女の2歳の年齢差については、女子の方が成熟が早く、早婚だからとされていますが、合理的理由とは考えられません。こうした扱いの背景には、家庭の責任者として夫にはより高い成熟が必要であり、また男性は仕事につくために一定の年齢までは教育・訓練を受けるべきだから、婚姻年齢を高くするという性別役割分業があるとして、批判を受けていました。しかし、社会的・経済的な成熟度といった観点からは、現在においては男女間に特段の違いはないと考えられます。そこで、婚姻開始年齢における男女の取り扱いの差異を解消することにしたのです。その上で、高校等進学率が98パーセントを超えていることなどを勘案して、婚姻をするには、少なくとも18歳程度の社会的・経済的な成熟度が必要があると考え、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げることとしたのです。



なごみ

第242号

2022年5月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚
 - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
- ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得



みんなで築こう 人権のまちづくり



ふれあいセンターの職員が変わりました

令和4年4月1日付けの人事異動により、
和東町人権ふれあいセンターの職員が変わ

りました。

今年度は、右記の職員でセンターを運営し
ていきますので、地域のみなさまのご協力
よろしくお願いします。



- センター所長
中尾 政弘
- センター職員
岡田 佳子
- 会計年度任用職員
日野 有子
(相談員)大西 清弘
中 みゑ

福井優子主事は異動になりました。
いろいろとお世話になりました。

ありがとう
ございました



健康体操教室に参加しませんか？

元気いっぱい身体を動かしましょう

健康運動士・介護予防指導士の松本
行紀先生を講師にお迎えして健康体
操を行っています。



原則：毎月第1月曜日
午後1時30分～3時
(町内在住または町内勤務者)

相談事業を行っています

和東町人権ふれあいセンターでは、人権相談、
生活相談、福祉・健康相談、教育相談など幅広
く相談に応じています。
相談内容によっては関連機関と連携をとりなが
ら対応しますので、お気軽にご相談ください。

※相談内容については個人情報保護の観点から
秘密厳守で行いますのでご安心下さい。

各種料金の支払いができます

町民税

国民健康
保険税

固定
資産税

軽自動車
税

上下水道代

介護
保険税

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じま
す。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その
問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に
お越しください。

5月の相談日

月日・・・5月27日(金)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時行っています
ので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

